

## 石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱

令和元年6月28日

石巻市告示第273号

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代型地域包括ケアを推進するため、高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者等を対象として、市民主体の団体が身近な地域において行う日常生活上の助け合い活動に対し、予算の範囲内で石巻市地域互助活動促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 送迎支援 通院、買物、社会参加等の際の交通手段の確保に日常的に困っている高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の車両による送迎を行う活動をいう。
- (2) 買物支援 買物等に日常的に困っている高齢者、障害者、生活困窮者等、生活物資の調達が困難なため配慮を要する者に対する注文の代行、買物の代行及び配達又は買物の場の提供を行う活動をいう。
- (3) 見守り・声かけ支援 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等への訪問による見守り・声かけ活動により、安否確認、信頼関係の構築、ひきこもり防止等を図る活動をいう。
- (4) 交流・助け合い活動 高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者等が集う交流拠点を設け、多世代交流等を行う活動（交流拠点における生活相談を含む。）や座談会等を開催し、支援を要する人や地域生活課題の把握に努め、必要に応じた助け合いを行う活動をいう。
- (5) 地域互助活動 市内において、高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者等（以下これらを「支援対象者」という。）を対象として日常生活上の助け合いを行う前各号の活動をいう。
- (6) 互助活動団体 市内に活動の拠点を置き、地域互助活動を行う団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。
  - ア 市民主体で、構成員が5人以上であること。
  - イ 団体名、代表者、所在地、目的等を定める会則、規約等を有すること。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付対象となる団体は、申請年度において次の各号のいずれにも該当しない互助活動団体とする。

- (1) 石巻市住民自治組織交付金交付要綱（平成24年石巻市告示第106号）第2条第1項に規定する住民自治組織
- (2) 石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱（平成22年石巻市告示第21

8号)の規定に基づく補助金の交付決定を受けている団体

(3) 国、県又は市から団体運営補助金を受けている団体(申請年度における当該補助金額の総額が10万円未満の団体を除く。)

(助成対象事業等)

第4条 助成金の交付対象となる地域互助活動(以下「助成対象事業」という。)の要件及び助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表第1のとおりとする。ただし、助成対象事業が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

(1) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く場合

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合

(3) 既に助成対象事業と同様の事業を実施し、他の制度等に基づく補助金等の交付決定を受けている場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

(助成金の額)

第5条 助成金の交付額は、助成対象事業の実施に要した助成対象経費の合計額(その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)とし、助成期間は一事業につき3年を限度とする。

2 前項の規定により算出した金額が、次の各号に掲げる地域互助活動の区分に応じ、当該各号に規定する額を超えるときは、当該各号に規定する額を上限(以下「個別上限」という。)とする。

(1) 送迎支援 年額12万円

(2) 買物支援 年額6万円

(3) 見守り・声がけ支援 年額6万円

(4) 交流・助け合い活動 年額6万円

3 助成対象事業の実施月数が6月に満たない場合においては、前項各号に規定する額を12で除して得た額に助成対象事業を実施した月数を乗じて得た額を個別上限とする。

(複数の事業を実施する場合の助成金)

第6条 同一年度内に複数の助成対象事業を実施する場合の助成金の上限(以下「総合上限」という。)は、前条第2項又は第3項に規定する個別上限の合計額とする。ただし、当該合計額が18万円を超えるときは、18万円とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする互助活動団体(以下「申請団体」という。)は、石巻市地域互助活動促進事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 団体の会則、規約等

(4) 団体構成員名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、石巻市地域互助活動促進事業助成金交付可否決定通知書(様式第4号)により申請団体に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 前条の規定により助成金の交付通知を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、石巻市地域互助活動事業変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書(様式第6号)
- (2) 変更後の収支予算書(様式3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、石巻市地域互助活動事業変更承認(助成金変更)通知書(様式第7号)により当該交付団体に通知するものとする。

3 申請団体は、助成金の交付決定前に当該申請を取り下げようとするときは、石巻市地域互助活動促進事業助成金交付申請取下げ届出書(様式第8号)により届け出るものとする。

(実績報告)

第10条 交付団体は、申請年度の助成対象事業を完了し、又は中止したときは、当該完了日又は中止日から20日以内に石巻市地域互助活動事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動記録簿(様式第10号)
- (2) 収支決算書(様式第11号)
- (3) 支援対象者の名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、石巻市地域互助活動促進事業助成金確定通知書(様式第12号)により交付団体に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第12条 助成金は、前条の規定による助成金額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、助成金を概算払により交付することができる。

3 交付団体は、助成金を請求しようとするときは、石巻市地域互助活動促進事業助成金精算(概算)払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 互助活動団体の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく市長が必要と認める書類の提出がされないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金交付の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(書類等の様式)

第14条 この要綱に定める書類は別表第2のとおりとし、その様式は別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成対象事業	要件	助成対象経費
1 送迎支援 （買物支援のための送迎支援を含む。）	送迎支援を通じて地域のコミュニティづくりに努めること。	支援対象者の送迎その他事業の実施に要する次に掲げる経費 需用費（消耗品、燃料費、茶菓代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） 使用料及び賃借料
2 買物支援 （買物支援のための送迎支援を除く。）	注文の代行、買物の代行及び配達又は買物の場の提供を行うこと。	支援対象者の移動その他事業の実施に要する次に掲げる経費 旅費（公共交通運賃（船賃（生活物資の運賃を含む。）、バス賃、鉄道賃）） 需用費（消耗品費、燃料費、茶菓代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等）
3 見守り・声かけ支援	主体的な対象者把握に努めること。	見守り声かけ支援その他事業の実施に要する次に掲げる経費 報償費 需用費（消耗品費、燃料費、茶菓代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） 使用料及び賃借料
4 交流・助け合い活動	多世代交流等を行う活動、生活相談、座談会等を開催し、必要に応じた助け合い活動に取り組むこと。	交流・助け合いその他事業の実施に要する次に掲げる経費 報償費 需用費（消耗品費、燃料費、茶菓代等） 役務費（通信運搬費、保険料、手数料等） 使用料及び賃借料

備考

- 1 助成対象事業は原則として月1回以上実施するものとする。
- 2 この表に定める助成対象経費以外の助成対象事業に直接要した経費で、市長が特に必要と認めるものについては、個別上限又は総合上限の範囲で当該経費を助成対象経費に加えることができる。ただし、送迎支援及び買物支援に係る経費のうち車両の運転手に対する人件費、報償費は除く。

別表第2（第14条関係）

様式番号	様式名称	関係条項
様式第1号	石巻市地域互助活動促進事業助成金交付申請書	第7条
様式第2号	事業計画書	第7条
様式第3号	収支予算書	第7条 第9条
様式第4号	石巻市地域互助活動促進事業助成金交付可否決定通知書	第8条

様式第5号	石巻市地域互助活動事業変更承認申請書	第9条
様式第6号	事業変更計画書	第9条
様式第7号	石巻市地域互助活動事業変更承認（助成金変更）通知書	第9条
様式第8号	石巻市地域互助活動促進事業助成金交付申請取下げ届出書	第9条
様式第9号	石巻市地域互助活動事業実績報告書	第10条
様式第10号	活動記録簿	第10条
様式第11号	収支決算書	第10条
様式第12号	石巻市地域互助活動促進事業助成金確定通知書	第11条
様式第13号	石巻市地域互助活動促進事業助成金精算（概算）払請求書	第12条